

## 論文

## ビジネス・エシクス再考

—「企業と社会」への一視点—

木村元康\*

I. はじめに<sup>(1)</sup>

本論考は「企業と社会」という研究テーマの一つの切り口としての「ビジネス・エシクス」に関する一考察である。アプローチとしては、単に企業研修の場で語られるような実践的行動倫理としてだけではなく、より学術的・鳥瞰的な視点からの把握も心掛けたい。そうすることにより、自ずと学際的・実践的たらざるを得ない研究が実り多いものとなり、実務家<sup>(2)</sup>・研究者の両者の批判に耐え得るものとなれば幸いである。ひいては、総合的・体系的な研究が少ないと言われる「株式会社研究」へのささやかな貢献となればと願うものである<sup>(3)</sup>。本論考を出発点とし、現在の財務データ偏重の企業審査基準を補足する基準、或いはそれに代わる基準を報告者なりに構築できればと考える。

企業不祥事<sup>(4)</sup>に関する新聞・テレビ等の報道は日常化し、報道の受け手の側の感覚も麻痺してしまう程である。内部告発等、インターネットの発達に伴う個人による情報発信の利便性の向上や、その結果としての企業・消費者双方の側の意識の向上（最近のCSRブーム<sup>(5)</sup>はその表れか）等により、企業不祥事の表面化の

スピードは以前にも増し加速しているのかもしれない。

しかしながら一連の不祥事は、日々「競争」にさらされる企業においては内部管理体制が欠如する限りどこにおいても生じ得るとも言える。企業における倫理的活動は、経済状況や個別企業の財務状況如何では優先順位が低くなる危険を孕む点<sup>(6)</sup>については従来から指摘があり、また連日報道される経済事件を見ていれば容易に察しのつく事である。従って、この場において考察すべきはその背後にあると思われるより本質的な点に関してである。

## II. 企業とは

市場において企業組織というものが存在せざるを得ない理由に関しては、R. Hコース以来の企業理論<sup>(7)</sup>（取引費用）や新制度学派の議論<sup>(8)</sup>（配分効率性と適応効率性）において展開されているが、何ゆえ各種不祥事・犯罪が発生するのかについての「沈思」は、企業の成長ひいては国家の経済成長という優先課題の影に隠れてしまいがちである。だがしかし、敢えて立ち止まった上での沈思は不可欠であり、その上で「企業理論を人間学や自然学で捉え直す<sup>(9)</sup>」

\*早稲田大学大学院社会科学部研究科 博士後期課程3年（指導教員 東條隆進）

という姿勢も必要と思われる。そうすることによって、「CSRは単なるマーケティング<sup>(10)</sup>」との批判もある、最近の「企業の社会的責任論」から一步踏み込んだ議論も可能となるように思われる。

そもそも、企業においては何ゆえ不祥事が発生するのか。「同業者というものは、うかれたり気ばらしをしたりするために会合するときでさえその会話の果ては、たいていのばあい社会に対する陰謀、つまり価格をひきあげるためのくふう、になってしまうものである<sup>(11)</sup>」。スミスの上記表現には、企業者・同業者が競争下で利潤最大化を目指すという公準が端的に表現されている。同業者の傾向や会合を法律で禁止するのは不可能であることを認めつつも、スミスの立場は、「法律は、たとえ同業者がときどき集会をもつのを阻止できないにしても、けっしてこのような集会を助長すべきではないし、ましてこのような集会を必要なものにすべきではない<sup>(12)</sup>」というものである。同書の中で、同胞の仁愛への期待ではなく、その自愛心の刺激を主張し、自己利益の追求が社会全体の利益の増大につながるとしたスミスであるが、一方で上述のような道德哲学者としての主張、現代風に言い換えればビジネス・エシクスに関する問題提起を既に遠い昔にしており、現代の我々にも貴重な思考の契機を提供してくれる。単純に考えれば、『道德感情論』（1759年）にて自愛心の抑制を説いた著者が、その後の著作『諸国民の富』（1776年）において自愛心や自己利益の追求のみを主張したと考えるのは、通常であれば不自然とも言えるだろう。

スミスの主張する自愛心を巡る上述の議論は、興味の尽きないものではあるが本小論の直

接のテーマではない。それはあくまで、「企業とは」という単純かつ本質的な問いかけに際し、定量的な分析と並行して顧慮すべき先人の知恵の一例である。

### Ⅲ. ビジネス・エシクスの定義

#### Ⅲ-1. 学史と所見

「ビジネス・エシクス」は今でこそ広く知られ、アメリカの主要な大学のビジネス・スクールには必ずと言って良いほどビジネス・エシクス・コースが開講されている<sup>(13)</sup>。欧州においても、1984年の講座開設以来、学問として定着化し、今ではJournal of Business Ethics, Business Ethics Quarterly, Business Ethics, A European Review等の学術専門誌が発行されるようになり、加えてEBEN (European Business Ethics Network) が年次会合を持つに至っている<sup>(14)</sup>。日本においても、米国や欧州に大きく遅れつつも1993年に日本経営倫理学会が旗揚げしている<sup>(15)</sup>。

言葉の定義に関しては、倫理と経済が出あう場としての「ビジネス・エシクス」は英国や米国と、ドイツにおいては若干異なるという。アングロサクソン系の著作においては“Business Ethics”, “Management Ethics”, “Corporate Ethics”, “Economic Ethics”等の用語の厳密な区別はされていないのに対し、ドイツ語圏では“Wirtschaftsetik (economic ethics)”と“Unternehmensethik” (corporate ethics) とを区別して表記する傾向にあるという<sup>(16)</sup>。そして前者が経済活動の政治的・法的条件に関わる事柄 (Luijkの表現によれば, “market morality”) を指すのに対し、後者は, market economy の中で上記以外の領域に残された企業活動の自由に

関わる事柄、つまり倫理学の一分野で business relations に適用される応用倫理学に近いものであるという。この違いを踏まえつつ Luijk は、「企業活動の社会環境」(経済的、制度的、法的、政治的、および企業活動の歴史的条件や反映)につき道德の観点から考察する際に明らかになる企業の様々な行動パターンやジレンマを全て包含する用語として、「ビジネス・エシクス」を定義している。

上記の定義に対する報告者の立場は、アンビヴァレントなものである。まず最初に、肯定的に捉えたとすればその理由は以下の通りとなる。即ち、経済活動の政治的・法的条件を考えるに際し、経済活動の担い手である企業活動にまつわる各種の問題を切り離して考えるのは不自然と思うからである。言い換えれば、困難ではあっても「木も見て森も見る」姿勢が必要と思われるからである。実際、最近の研究においても、「経済的利点 (Ethical Commitment)」と「倫理的取組み (Economic Advantage)」の両集合は、対立していた時期を越えて部分的な重なりを持つようになり、更に、社会の在り方や制度によって、その重なり具合も大きくもなれば小さくもなるという幾分流動的な関係へと至っているとの指摘もある<sup>(17)</sup>。

次に、上述の定義が否定的にも捉えられる理由は主として二つある。一つは、そもそも「経済」と「倫理」とを同一次元で論じること自体に問題があるという根源的な批判<sup>(18)</sup>を受けたものである。いやしくも「倫理」を語る場合には、「定言命令<sup>(19)</sup>」を避けた議論は無意味だが、それは結果の良し悪しを問わずにそれが義務であるという一点において我々に行動を迫るものである。ビジネスの文脈に即して言い換え

れば、企業の或る活動が利益を齎すものであろうとなかろうと、実行を要請してくるという大変厳しいものであり、限られた経営資源(人員、資産、資金)しか持たない企業にはその全面的な達成は事実上不可能な命令である。「道德と経済が、つまり義務と利害が、ときに、あるいはしばしば、同じ方向で合致することがあることに異論はないにしても、私が率直に言いたいのは、それが当てはまるような全ての状況においては、定義上いかなる問題も、そしてとりわけいかなる道德的な問題も存在しえないという点です<sup>(20)</sup>」。道德や倫理が「利害」では無く「義務」に仕えるものであるとすれば、「利害(利益)」を求める「企業」と「倫理」の結合した企業倫理=ビジネス・エシクスという用語は、撞着語法<sup>(21)</sup>以外の何ものでも無いことになる。

否定的に捉えられるもう一つの理由は、企業内で経済活動に従事する者としての実感から来るものである。即ち、ビジネスにおいて「価値」「倫理的な事業活動」を唱えることは、実際には形を変えた企業批判或いは利潤動機や市場メカニズムに対する批判<sup>(22)</sup>であると捉えられる恐れがあり、それがビジネスの現場における「ビジネス・エシクス」の説得力を著しく減じる可能性があるからである。

### Ⅲ-2. 「ビジネス」とは？

「ビジネス・エシクス」が撞着語的であることや、Ⅲ-1. で触れた定義に対してアンビヴァレントな感情を抱かざるを得ないことにより、袋小路に陥るのを避ける為にはどうすれば良いか。月並みではあるが、今一度「ビジネス」と「エシクス」とを切り離して分析する必要があるだろう。

「エシクス」については先ほど「定言命令」の文脈で触れており、ここでは「ビジネス」について改めて光を当ててみたい。「ビジネス(Business)とは何の為のものか」という問いは単純なものであるが、これこそ「ビジネス・エシクス」に関する考察に際し出発点とすべき視点であるとの指摘<sup>(23)</sup>もある。Businessの「定義」の為にその「理念型(ideal type)」を明らかにすることは、Businessを何か特別に崇高な価値として主張することでも無く、或いはそれ以外の組織(政府・慈善団体)がBusinessに劣ると見なす事ではない。「企業と社会」というテーマに取り組む際に重要と思われるのは、企業の活動形態(kind of activity)であって、間接有限責任という企業の法的形態(これも企業の活動形態の一部<sup>(24)</sup>)に限ったことではなからう。つまり、本論考のような性格の研究において主題とすべきは、法的属性が前面に出がちである“Corporation”では無く、より一層動的な視点に立てる“Business”であろう。何故なら倫理的問題は(企業の)目標に向けた活動の結果としてしばしば生じるのであって、企業の特定の法的枠組みの中で生じるものでは無いからである<sup>(25)</sup>。

以上の通り、「ビジネス・エシクス」は一筋縄では定義できず、論者や視点によって複数の定義があり得るものである。実業界での「企業倫理」の流行に対しては、前述のSPONVILLEの痛烈な批判があるのも事実だが、それをもって直ちに「企業倫理=ビジネス・エシクス」が学問として成立しないということにはならないであろう。撞着語的であるとは言いながらも、「倫理」という視点から「ビジネスとは何か」と改めて問うことは、「企業と社会」とい

うテーマの考察に際して一定の意義を持つものと思う。従って、以下では「ビジネス・エシクス」というものが現実に学として存在することを前提に、関連社会諸科学との関係や協働の余地につき考えてみたい。

#### IV. ビジネス・エシクスと経済学

##### IV-1. 経済学理論の道徳的含意

社会科学における認識理想としての「価値自由」と、方法概念としての「理念型」を理想と認めた上で、「ビジネス・エシクス」を論じることは可能であろうか。本論考Ⅲ-1の定義と「理念型」「価値自由」とが両立し得るものであるかについては、追って検証が必要であるが、以下では少なくとも、教条的・一方的な断定は慎んだ上で論考を進めることとしたい。

ミクロ経済学の理論とは、市場・価格・生産に関する論理的・数学的理論であり、道徳的内実を欠いているというのが多数意見<sup>(26)</sup>であろう。しかしながら、ミクロ経済学理論は、「本来、企業に関する記述(図形描写)的なものではなく、より一層規範的な理論」であり「利潤最大化とは理論の一部ではあっても核ではなく(そう認められる余地はあるが)、それがビジネススクールにおけるカリキュラムの中心が利潤最大化の技術を伝授することである、との誤解を助長している<sup>(27)</sup>」との批判もある。

スミスの「同業者の会合」は少々古い例としても、「経済学と倫理」というような問題を考えた他の経済学者を探すのは困難ではない。「成長ではなく、持続可能性が被造物中心の経済の支配的倫理になるべきだ<sup>(28)</sup>」とするハーマン・E・デイリーや、彼が影響を受けたJ.S.ミルについては言うをまたない。「従って私は、



資本および富の停止状態を目するに、舊派の経済学者が一般に示す如き嫌悪の情を以ってすることができない。この停止状態こそ大体に於いて、我々の現状に頗る顕著なる改良を齎すものと私は信じたい。・・・生産の増加の未だ重要なるは、未開国に於いてのみ。最も進歩したる国々に於いては、より良き分配こそ、経済上必要なるものであって、しかも之が手段としては、人口の制限を厳にするこそ不可欠のものである<sup>(29)</sup>。」ミルは「産業進歩」「生産の増加」を否定する訳では無いが、それを究極の理想に据えることを疑問視しているのであり、その意味で「成長」に代わる理想として「停止」を唱えている。この考え方は、「中庸」「足るを知る」等の思想に通じるものであり、「ゲームの成果を評価・測定するのは貨幣であるから企業ゲームはマネーゲームになる<sup>(30)</sup>」というような企業活動の在り方を見つめ直すことにつながり、ひいては企業評価の在り方の再考にも通じるように思う。

但し、これはあくまで「再考」のきっかけであり、現実の企業活動が資金ショートによる倒産回避に向け「生きるか死ぬか」の厳しい状況に晒されている事実をも見落としてはならないだろう。「再考」すべきは、上記のような厳しい現実<sup>(31)</sup>をふまえつつも、その一方で現在がマクロ経済的には第二次大戦後のような窮乏状態ではなく、GDP等の定量基準においては紛れも無く「豊かな社会」となった日本において、正に「衣食足りて礼節を知る」と言う意味での「礼節」即ち公正や環境重視等に関してである。

また、やや通俗的ではあるがJ.K.ガルブレイスは「利己主義を科学に見せかける勢力が強力であるせいで、経済理論にとって根本かつ不可

欠な進化が妨げられることも多い」とし「短期的利益や収入の追求が経済活動の原動力となっている現段階から一歩進んで、人類の将来の福祉（平和、貧困の撲滅等）にとって真に重要な問題に効果的に取り組めるように経済学を再生」することが今日の最重要テーマであるとする。その際のポイントは「人類がホモ・エコノミカスを超越して、もっと社会的な事柄に関心を持った、おもしろい種になれるかどうか<sup>(32)</sup>」であるという。これらの主張はスミスの「見えざる手」の自己利益追求正当化理論に対し反省を迫るものである。目先の利益の為に「見えざる手」に無自覚に期待を寄せることは、恐ろしい魔術のもたらす悲劇を知らずにその魔術に身を託すことにも似ていると言えるかもしれない<sup>(33)</sup>。

更に進んでJ.E.ステイグリッツは、最近までのクリントン政権での実務経験を踏まえ、90年代を金融が全てを支配した「狂騒の90年代」とし、スミスの「見えざる手」は存在しない、とさえ言明する。スミスによって展開された「市場が見えざる手のように経済効率を導く」条件に関する精緻な研究に対する評価として、ノーベル経済学賞が授与され続けているが、そこには多くの非現実的な条件（完全競争、情報が完全に共有されること等）が含まれていた<sup>(34)</sup>。非常に発達した先進国においてさえ、実際の市場は「完璧な市場」説に描かれているのとはまったく違う動きをする<sup>(35)</sup>。一般均衡理論の経済学への貢献は甚大なものがある一方で、「市場は一連の調整方法の一つにすぎないものであって、いかなる社会も、利用可能ないろいろなメカニズムのうちただ一つのメカニズムにだけ依存するという事はしていない<sup>(36)</sup>」

という見方もある。「資本主義社会の経済単位は大部分が企業であるが、企業はそれ自体が階層組織であり、しかもその内のいくつかはきわめて規模の大きなものであるが、そこでの内部活動には市場メカニズムはほとんど使われていないのである<sup>(37)</sup>」。この指摘は、現代企業理論の創始者としてのR. H. コースの次の指摘を待つまでもなく、企業での勤務・異動経験のある者であれば比較的容易に理解されることだと思う。「労働者がY部門からX部門へ移動するとする場合、彼は相対価格の格差ゆえに移るわけではなく、移るように命じられたからそうするのである<sup>(38)</sup>」。つまり、「企業の組織分析、行動分析が市場の価格分析とは別に独自になされる必要がある<sup>(39)</sup>」所以である。

企業内部において市場メカニズムが存在し得ない場面もあることは比較的認め易いこととしても、マクロレベルで「見えざる手」が本当に存在し得ないかどうかは安易に判断を下すことはできない<sup>(40)</sup>。しかしながら仮に、ステイグリッツの言う通り「見えざる手」が存在しないとしたらどうなるであろうか？企業組織が市場メカニズムによって運営されるのではないとしたら、何をもち「正しいこと」「あるべきこと」が担保されるのであろうか？一つには、上記Ⅱに引用したスミスも述べている如く、それは法であろう。しかしながら、法自体にも問題が無い訳ではない。本論考の直接のテーマでは無いが、大抵の国の企業法が経営者に対し、会社や株主にとって最も有益な行動を常に取りよう命じ、それ以外のいかなる行動も禁じているとの指摘もある<sup>(41)</sup>。

価格システムによって物事を考えることの限界については、精緻な一般均衡理論を構築した

アローその人自身も認識していた。価格と金銭支払いによって我々が他者に対する責任の全てを果たせるものではなく、「社会の運営にとっては、良心と呼ばれるもの、すなわち自分自身の行動の他人に対する影響についての責任の感覚<sup>(42)</sup>」が必要であるという。そして経済主体間の情報の不平等の例として患者と医者との関係を取り上げつつ、「職業倫理とは、価格システムの失敗によって作り出されるギャップを、何らかの形で埋める制度として理解することができる<sup>(43)</sup>」と述べている。

言うまでも無く、報告者自身も売り手と買い手の出会う場である「市場」を否定するものではない。我々の日常生活において不自由が感じられない状態は、石油や食料品等の流通を大前提とする。そしてこの流通の基本を成すのが「売買の作業」の場、即ち市場である。商人蔑視は西欧中世や徳川時代の日本にもあったが、その重要な役割を理解する者もいた。「商業は破壊的な偏見を癒す。そして、習俗が穏やかなところではどこでも商業が存在しているというのがほとんど一般的な原則である<sup>(44)</sup>」。モンテスキューにとって、商業の効用とは平和の実現であり、これと反対に商業を無くしてしまうと、アリストテレスが獲得の仕方の一つとして数えた掠奪が生じるという。

一方、日本においても、「売買の作業は、国中の自由をなさしむべき役人に、天道よりあたへたまふ所也<sup>(45)</sup>」との理解、市場に関する理解があった。問題とすべきは、この市場に対する白紙委任の姿勢であり、市場の暴走を制止する為には今後も法による規制が必要となり、法による規制が機能しない領域においては職業倫理=ビジネス・エシクスが果たす役割が大き

くなるとも言えるのかもしれない。市場原理・法・倫理は互いに他を必要としている。

#### IV-2. 経済学と倫理

以上より、「経済学と倫理」というテーマで発言している最近の経済学者は多いものの、そのようなテーマに明示的に取り組んだ経済学者を挙げるとすれば誰であろうか。言うまでもなくK. マルクスはその一人であるが、余りにも影響力の大きい社会科学の巨人であり、「ヒューマニズムと生産至上主義の論理の最も徹底的で並外れた代表者<sup>(46)</sup>」であるのも確かである。従って、「企業と社会」「持続可能な発展」という最終的なテーマを論じるに際しては必ずしもふさわしく無いと言えるだろう。

また、「欲求の体系<sup>(47)</sup>」としての「経済主義」という、「合理主義に基づく全ての近代社会に通底するところの最大のイデオロギー<sup>(48)</sup>」に関するM. シューラーやW. ゾムバルトの議論を、現実の企業活動を意識しつつ参照することにも一定の意義はあろう。

或いはまた、A. マーシャルの“Warm Heart, Cool Head”を引き合いに出せば、およそ大半の経済学者が該当するとの拡大解釈さえ可能であろう。いずれの場合においても一定の意義があるのは確かであるが、この場においては、「経済学と倫理」「ビジネス・エシクスと経済学」というテーマに明示的に取り組んだ経済学者の中から、G. シュモラー及びA. センに光を当てることにより、今後「企業と社会」というテーマに取り組む際の一つの足掛かりとしてみたい。

Van Luijkによれば、シュモラーは“Justice in the Economy”の中で、市場というものは道徳的に

free zoneではないとし、確固たる道徳的判断の源泉としては一個人の判断よりもむしろ、良いこと (the good) および正しいこと (the right) に関する public conviction の重要性を強調したという。つまり、market morality とは social phenomenon であり、market morality について語ることは市場参加者個々人の良心について語るのではなく、それが深く根ざしている歴史的・社会的な文脈について語ることであるとする<sup>(49)</sup>。彼においては経済的価値と道徳的価値とが、対立するとまで行かなくとも明確に区別されているが、これらの二分法的な把握は最終的なものとはされていない。この点は、後述する倫理的取組み (Ethical Commitment) と経済的利点 (Economic Advantage) との対立・一致・部分的重なるの議論にも関連する点であり、留意に値する。

シュモラーは「平等<sup>(50)</sup>」を「交換の正義」の基礎原理として提示し、「交換の正義」を「分配の正義」の部分集合に位置付けたという。Van Luijkによれば、今日のビジネス・エシクスの考察に際しては「制度倫理」なるものを急ぎ考える必要があり、最近では社会学者と倫理学者とが次第にビジネスにおける制度的要素とその道徳的影響を研究するようになっていくとされるが、この点は実はシュモラーが19世紀末に既に先行して提示していた事柄であるとしている。

次に、我々にとってはより身近な同時代人であり、本節表題に直結するテーマに取り組んできたA. センをとり上げてみたい。センにとって厚生経済学とは、①各個人がそれぞれの社会状態から孤立的に享受する経済厚生を排他的に採用し、②社会に共存する個人間の関係を社会

の厚生に関する判断にはしない、というものであった<sup>(51)</sup>。この個人主義的立場への批判は、功利主義そのものに対する批判へ通じるが、その際に彼が提示する概念が“commitment”<sup>(52)</sup>であり、capability<sup>(53)</sup>であり、entitlement<sup>(54)</sup>である。開発途上国における貧困や不平等の問題の考察に際しては、衣食住の選択や社会生活への参加に関するcapabilityの概念が極めて有効と思われるが、企業理論への応用という観点からはentitlementの概念に注目したい。即ち、この考え方は、機械的な利潤最大化原理を是とするものではなく、それを状況に応じ調整可能にするものと思われるからである。「状況」という場合、「文化・血縁・政治制度<sup>(55)</sup>」だけでなく、社会・環境という表現も加えたより包括的な捉え方も可能であろう。

「entitlement概念を通じた柔軟な状況対応」は、「企業の利潤原理が社会的厚生原理に規定される<sup>(56)</sup>」ような枠組み作りに寄与するものと思われる。

## V. 事業活動における経済的利点と倫理的取組

上述の如く、シュモラーは経済的価値と道徳的価値とを区別してはいたが、それらは二分法的に対立するものとはされていなかった。「経済と倫理」と言う表現は幾分マクロ的な響きがあるが、これをよりミクロの視点から企業活動の「経済的利点と倫理的取組」として捉えるとどうなるであろうか。先程シュモラーが「交換の正義」を「分配の正義」の部分集合と位置づけていた点に触れたが、経済的利点と倫理的取組の両者についても集合で表記してみると興味深い（巻末図1-1～図1-3参照<sup>(57)</sup>）。L. S.

Paineが指摘する通り、両者に関しては伝統的に、図1-1の如く「倫理は損になる」という純粋な対立や、「倫理は得になる」という完璧な合致の見方が存在するが、そのいずれも大半の企業が直面する複雑な現実を反映していない。むしろ、図1-2のように「倫理的な取り組みと経済的な利益が両立するが、別の状況では対立し、一部の行為は両方のカテゴリーに属する」と考える方が現実的であるとする。更に進んで、我々が期待できる最善のことは、図1-3の如く倫理と経済的利点の重なりが部分的で、いくぶん流動的であることだという。集合の共通部分は、社会の在り方や制度によって大きくもなれば小さくもなる。だが、倫理の究極の関心である人間の幸せが経済的報酬以上のものを含んでいると考えられる限り、重なりは決して完璧にはならない。しかも、法律・テクノロジー・状況・考え方等が絶えず変わっていく社会では、図1-3のように、この二つの領域の関係は常に変化し、揺れ動くという。

企業の在り方が上記の如く「流動的」であることは、「創造的破壊」「新結合」の一つの源泉となり、企業の発展や副次的効果（雇用の安定や税収増等）をもたらすという意味では積極的な評価に値するものであろう。しかしその一方で、企業家による不断の革新により「生産力が破壊力と化す」面にも目を向ける必要もある。つまり、「創造的破壊の過程は自然環境問題と人間の生活リズムの固有性問題による限界に突き当たる<sup>(58)</sup>」という視点である。イノベーションの主体たる企業につき考察することは、現代の資本主義の本質的特性につき考察することに他ならないが、その特性は「イノベーションを刺激し、それゆえ技術・組織の変容だけで

なく、その生命力の基礎にある制度の変容をも刺激する点<sup>(59)</sup>」にある。

この視点を保ち、かつまた上述の企業活動の流動的側面の中で企業構成員一人一人が自らの拠り所や判断基準を見失わないようにする為に必要なものは何であろうか？その一つの有力な手がかりこそ、ビジネス・エシクスであり、これをより意識的に定式化、あるいは企業評価に際し体系化できれば、地球社会的な問題となっている環境問題の解決の足がかりになるとも言えるだろう。何故なら、ビジネス・エシクスとは不可避免的に「足るを知る」という価値観に通じるものであり、機械的なminimax原理とは一線を画す価値観と思われるからである。この点は、後述のビジネス・エシクスに対する批判と共に、今後深く考察してゆかなければならない点だと思われる。

時代は今、「環境・社会が与件とされた経済中心の時代」（所謂20世紀型産業社会・フォーディズム）から、「経済と環境・社会のバランスが唱えられる時代」（グローバル化の負の側面・NGOの運動とCSRを求める声の高まり）を迎えており、今後は「経済は環境・社会の中で成り立つ<sup>(60)</sup>」（持続可能な発展・CSRが経済的・中心的課題として企業経営に組み込まれる）という大きな流れを作ってゆく必要がある。

大きな流れを作るには、企業側の努力や精緻な企業評価基準の策定だけでは不十分であろう。財務データのみに偏らない斬新な企業評価基準を仮に策定できたとしても、それが適正に適用されたのか否かを監視・評価する市民層の成熟が無いことには、さしたる成果が上がらない危険がある点は、察しのつく事であろう<sup>(61)</sup>。

## VI. ビジネス・エシクスと市民社会

Van Luijkは、道徳の観点からSelf-Interestを再考（Rehabilitation）することが、市場の道徳の再考に他ならないとする<sup>(62)</sup>。現代文化におけるSelf-Interestの再考によるCivil Societyの再考である。Luijkは、「商業と市場取引とが、道徳的礼儀と両立するという考え方は、現代の良心の一部分を構成している<sup>(63)</sup>」とし、商業的利益によって激情を抑制することが、ある意味Self-Interestの抑制をも意味しているとする。更に、Self-Interestという概念は、基本的な民主的・平等主義的力を有するとする。何故なら、誰もが封建時代の王族や貴族のような世襲の特権を与えられている訳ではなく、また他国を攻めるといような「激情」を持つことを許されている訳でもないのに対し、誰もがSelf-Interestだけは持っているからだという。この意味において我々は皆平等である。

社会秩序の調整の為に、現代人は基本的に「市場」（=Self-Interest追求の為の自己調整メカニズム）および「国家」（=市場が失敗する際の権威ある調整メカニズム）という二つの装置のみを持っていると考えられてきた。しかしながらこの両者の絶大な影響力の陰に隠れたもう一つの領域こそが、「社会の贈り物<sup>(64)</sup>」としてのCivil Societyであるという。この考え方は、欧米におけるNGOや、最近日本にいても増えつつあるNPOを思えば理解し易い。しかしながらNGOや新たなNPOの設立が増加し、政府や市場に対する一定の影響が増している面があるとしても、依然として組織・財務基盤は脆弱であり<sup>(65)</sup>、およそ「市場」と「政府」のAlternativeたるには程遠い。

Luijkは、市民社会を再考することは即ち全く新しい道徳的義務を重視することだとする。ここで言う「義務」とは、個人的にも集団的にも公共善に関し責任を持つということだが、義務の詳細が確定していないため強要はできず、自発的に承諾されるものだという。

環境政策や福祉政策等の社会政策は企業、政府、行政官僚、利益団体やメディアにおける自発的協力なしには不可能であるからこそ、この「義務」は不可欠という。この「強要されない義務」のことをLuijkは「参加型倫理」と呼び、それが従来はユートピア的とみなされた様な新しい道徳機会の発生と社会的イニシアチブを伴うものとしている。

個人も集団も「公共善」に関し責任を持つような、自発的な「参加型倫理」の尊重によって、市民社会そのものを再考しようとするLuijkの視点は、倫理の領域を個人レベルから社会全体のレベルへと拡大するものとして興味深いものではある。しかしながらLuijk自身が認めている如く、彼が主張する「強要されない」「参加型の」新しい道徳義務の詳細が未確定であるということは、依然としてユートピア的との批判を受ける余地を残すように思われる。義務の詳細が未確定であるという点は、本小論Vで取り上げたL. S. Paineの集合（企業活動の在り方が、「経済的利点」と「倫理的取組」との共通部分で流動的であること）にも通じ、物事の再認識の出発点となるに過ぎない、との消極的な評価も可能である。

とはいうものの、視点を個人や企業というミクロのレベルから、市民社会というマクロのレベルへと拡大しようとする姿勢は、それなりに評価されて然るべきものだと思う。市民社会の

考察に際し、ビジネス・エシクス或いは「倫理」という概念を持ち出すのは月並みな事かもしれない。しかしながら最近、「政府間で協調的になされる決定ではなく、金融、産業、貿易の領域で、戦後を通じて私企業によって統合されてきた世界市場という非人格的な勢力が、社会・経済への究極の政治的権威が想定されてきた国家よりも、今ではより強力になっている<sup>(66)</sup>」ような時代であり、以前にも増して「市場」の影響力が増している時代である。「市場」に比し「政府」や「立法府」に期待できる事に限りがある場合、真つ当な行為の基準の一つとしてビジネス・エシクスを捉え直すことには一定の意義があるものと思う。

## VII. 結び ～課題に代えて～

本論考は、ビジネス・エシクスを企業活動の場における日常的な実践的道德として捉えるだけでなく、経済学的な伝統や法律等の理論的側面からも捉え直し、それにより改めて実践的基盤の強化のきっかけを掴もうとするものである。今後の企業評価基準の見直し作業と並行して、個人的にも集団的にも公共善に関し責任を持つために必要な姿勢は何であろうか。「倫理」に関わることであり、論証には慎重さが求められるのは確かだが、一つ言えるであろうことは「足るを知る」であり、よりスローガンの表現すれば「自らの行為を前向きに疑う<sup>(67)</sup>」となろうか。「前向き」と言う訳は、懐疑により組織の中で袋小路に陥り一歩も動けない、というような事態を避ける為である。いずれも月並みではあるが、それは経済成長や成長の度合いを図る現行の基準、一言で言えばGrowth Fetish<sup>(68)</sup> そのものに疑問を呈する契機となる本

質的な問いかけである。それは、「欲求の体系」としての近代世界を特徴付ける「私にとっての真理とは何か」という主観的問いかけではなく、「真理にとって私は何者か<sup>(69)</sup>」という近代以前の問い方が必要となる本質的問いである。問いかけ自体は一見単純であるが、答えを得るのは容易ではない。容易ではないとは言え、答えを見出す努力を継続し、公にすることが我々の次世代への務めであろう。

ビジネス・エシクスという比較的身近な視点から、市民社会というようなより大きなものを考察する意義は、日本においてのみならず2000年代の米国経済界の不正会計事件等をも通じて、「個人的利益の合理的追求が貪欲強欲の一般化に至りつかないよう、どう保証するか」という「長らく忘れられていた政治経済学上の核心問題を最重要の位置に置くことになった<sup>(70)</sup>」という指摘からも明らかなように思う。特に、大半の国にとっては経済活動が国境を越えているにもかかわらず、「世界化 (mondialisation) の現段階を道案内できるような政治組織が、国際レベルで組織されていない<sup>(71)</sup>」ような状況に鑑みれば、そのような未成熟の領域において「倫理」の果たす役割は、「(経済的利点)」「道徳的取組」の重複部分の流動性が象徴する如く)不安定ながらも非常に大きいと言えるであろう。

しかしながら、そもそも立論の段階から、ビジネスや経済と倫理とを同次元で論じる事に対する厳しい批判があることも先に見た通りである。「科学に道徳は無縁です。技術に至ってはなおさらです。科学であると同時に技術である経済学にはなおさら道徳は無縁です。(中略)資本主義は道徳的ではありません。ましてそれ

は反道徳的でもありません。資本主義は、全面的に、徹底的に、決定的に、非道徳的なのです。(中略) 結局のところ、マルクスの目的は、経済を道徳化することにあります。(中略) マルクスの、共感はできるものの有害であった誤りは、結局のところ、道徳を経済に昇格させようとした点にあります。<sup>(72)</sup>」この痛烈な指摘はまた、本小論タイトルの「再考」に呼応するものでもある。即ち、冒頭にも述べた如く、論文の第一の主眼は、ビジネス・エシクスを通俗的な意味で捉えるのでは無く、より学術的な文脈からも捉えようとする意味での「再考」であった。然しながら同時にまた、上記の「経済学に道徳は無縁」という文脈においてもビジネスエシクスを「再考」することが第二の主眼となる。一言で言えば、ビジネス・エシクスに関する賛否両論への顧慮無くして、「持続可能な発展」「成長の限界」というマクロな問題に取り組むのは不十分、ということになる。

ビジネスエシクスという比較的卑近なテーマから入りつつ、今後はGrowth Fetishに伴うメリット・デメリットの比較考量や企業評価基準の見直しを行うことが、研究をより実り多いものとするところだろう。

〔投稿受理日2006.11.24/掲載決定日2006.11.30〕

#### 注

- (1) 本論考は、報告者の私的な考察の表明である。
- (2) 資本主義そのものに関する経済社会学の潜在的研究者が、ビジネススクールにても見出されつつあるとの指摘については、Swedberg, "The Economic sociology of Capitalism", Princeton University Press 2005 edited by Victor Nee & Richard Swedberg" p. 4.
- (3) 奥村宏『株式会社に社会的責任はあるか』岩波書店 2006 pp. 27, 199-200. 1970年代の社会的責



任論との相違点として、「経営者の」社会的責任についての言及が乏しい点についての指摘については、同書p.132。

- (4) 最近の例としては、鉄道会社の有価証券報告書の虚偽記載、総合商社子会社による排ガス浄化装置のデータ捏造、輸入牛肉を国産と偽った上での不正補助金受給、地方の公共事業での談合、核兵器開発に転用可能な機械部品の不正輸出等。
- (5) 企業の社会的責任 (Corporate Social Responsibility)。個別企業自身による「CSR報告」は百花繚乱の勢いだが、既に1920年代には経営学の分野で「社会的責任」という用語が文献に登場しており、その頃の米国の企業経営者は「企業は社会に奉仕するために存在するのであって、単に利潤をあげるためだけに存在するのではない」として社会的責任の原理を支持するようになっていたという。その後時代背景の影響でブームの浮き沈みがあった点は、日本においても同様。丹下博文『企業経営の社会性研究～社会貢献・地球環境・高齢化への対応～第2版』（中央経済社2001初版/2005第2版）pp.3-4。但し、1970年代との明らかな違いは、「グローバルレベルにおける潮流、プレッシャー」であるという。また、日本での「企業と社会」に関する本格的研究は不十分との指摘もある。以上、谷本寛治『CSR企業と社会を考える』NTT出版2006 pp.40,79,272。
- (6) 例えば1970年代の不況期における例としては、Clark C. Abt “THR SOCIAL AUDIT FOR MANAGEMENT”, AMACOM 1977, pp.172-173。
- (7) R. H. COACE “THE FIRM, THE MARKET, AND THE LAW”, The University of Chicago Press 1988 pp. 34-39 邦題: R. H. コース『企業・市場・法』宮沢・後藤・藤垣 共訳 東洋経済新報社1998 pp.41-44
- (8) “INSTITUTIONS, INSTITUTIONAL CHANGE AND ECONOMIC PERFORMANCE” by Douglass C. North, Cambridge University Press 1990 邦訳『制度・制度変化・経済成果』竹下公視 訳 晃洋書房1994年 竹下公視 訳 pp.97-108
- (9) 東條隆進『現代経済社会の政策思想』文真堂1998 第7章「アマルティア・センと企業・経済倫理の問題」p.160
- (10) Joel Bakan “THE CORPORATION The Pathological Pursuit of Profit and Power” 邦題『ザ・

コーポレーション』酒井泰介・訳 早川書房2004, p.38。尚、1976年時点で「企業の社会的責任 (CSR)」を定義しつつ、Clark C. Abt は「ミルトン・フリードマン教授であれば、“利益を出すこと”と答えるだろう」としている。前掲書p.8。尚、擬制的な法人である企業は（個人の様に）責任の主体とはなれず、「企業の社会的責任」を唱えることは社会主義への道を開くものである、とのフリードマンの指摘については、土屋守章『企業の社会的責任』税務経理協会 1980年 pp.103-107。

- (11) Adam Smith “An inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations” (邦題 アダム・スミス『諸国民の富』大内兵衛・松川七朗訳、岩波書店 第一巻 p.351)
- (12) *ibid*
- (13) THE POWER OF ETHICAL MANAGEMENT by Kenneth Blanchard & Norman Vincent Peale 『企業倫理の力』小林 薫 訳 清流出版 2000年 p.182
- (14) Henk J. L. VAN LUIJK “In search of a Theory, Gustav Schmoller on Economic Justice: A Guide to Present Problems in Business Ethics?” Springer,1995 Peter Koslowski (Ed.) p.206
- (15) *Ibid*, pp.186-187
- (16) *Ibid*, p.208
- (17) Lynn Sharp Paine “Value Shift” McGraw-Hill 2003 邦訳『バリューシフト 企業倫理の新時代』鈴木主税・塩原通緒 訳 毎日新聞社 2004年 本論考V、参照。
- (18) André COMTE-SPONVILLE “LE CAPITALISME EST-IL MORAL?” Edition Albin Michel 2004 本稿 VII (注72)。
- (19) カント categorical imperatives。義務の意識に由来し、絶対無条件的に守るべき道徳法の命令。Kategorischer Imperativ (独)。For Kant, moral commands are categorical imperatives; that is, they are absolute and unconditional, binding for us regardless of the consequences obedience to them brings about. W. Michael Hoffman, Jennifer Mills Moore “BUSINESS ETHICS, Readings and Cases in Corporate Morality” McGraw-Hill Book Company 1984, pp.9-10
- (20) A. C. SPONVILLE 前掲書 p.42 訳書 p.50
- (21) oxymoron。尚、Richard P. NIEISEN “THE POLITICS OF ETHICS” Oxford University Press 1996 冒頭にも R. Edward Freeman (Editor) による

同様の言及あり。

- (22) ELIZABETH VALLANCE "Business ethics at work" CAMBRIDGE UNIVERSITY PRESS 1995, p.3
- (23) Ibid, pp. 26-27. 尚, VALLANCE 女史によれば, Business とは一般的な形態 (generic form) であり, Corporation はその一つの形式とされる。それは商法上の共同企業の種類 (組合企業・社団企業) に照らして整理すれば理解し易いであろう。Corporation との区別の為, 報告者としては Business を暫定的に「企業」または「企業活動」と訳出しておきたい。
- (24) Ibid, p. 27
- (25) Ibid
- (26) LaRue Tone Hosmer "The Ethics of Management" Third Edition, Irwin Book Team 1996 p. 33 "THE MORAL CONTENT OF MICROECONOMIC THEORY"
- (27) Ibid, pp. 33-34. 結論として "Pareto Optimality provides the ethical content of microeconomic theory" とされている点については, 議論があろう。結局は, ミクロ経済学理論に道徳的内実が存在しない, との批判もあろう。
- (28) Herman E. Daly "BEYOND GROWTH, The Economics of Sustainable Development" Beacon Press 1996 p. 224 邦訳『持続可能な発展の経済学』新田・蔵本・大森共訳 みすず書房 2005 p. 316
- (29) J. S. Mill "Principle of Political Economy" 『経済学原理』戸田正雄・訳 春秋社 1939 pp. 90~92
- (30) 東條隆進『シュンペーターの資本主義論』早稲田大学大学院社会科学研究所紀要『ソシオサイエンス第11号2005年』pp. 5, 11. 企業の利潤追求活動を, 収益の Maximum 原理と, 費用の Minimum 原理とを巡るミニマックス・ゲームと捉えた表現。
- (31) その意味で, 利益を出せない企業に積極的な CSR を期待するのは難しい。今日的課題は, 1960~70年代当時と違い, 「死んだ地球からはビジネスは生まれぬ」(D. ブラウアー) と言われる程の地球環境問題と如何に折り合いをつけるかであろう。
- (32) The Economics of Compassion 『おもいやりの経済』福島範昌訳 たちばな出版 1999年
- (33) 東條隆進『よい社会とは何か』成文堂 2004年 pp. 1-3参照。貧しい労働者が, インドの「魔術」により「猿の手」に願いをかけ, 僅か200ポンドを得る引き換えに息子を失うという悲劇が紹介されている。
- (34) Douglas Dowd "UNDERSTANDING CAPITALISM, Critical analysis from Karl Marx to Amartya Sen" Pluto Press 2002, p. 6 しばしば分析の前提として, "*ceteris paribus*" つまり「他の条件は一定にして」(other things being equal) と仮定されるが, そのような状態は決して実現されることは無く, 更にまた, other things とは具体的に如何なる事を指すのかも忘れ去られているとの指摘がある。
- (35) Joseph E. Stiglitz "The Roaring Nineties" W. W. NORTON & COMPANY 2003 pp. 13-14, 152, 272-275. 邦題『人間が幸福になる経済とは何か~世界が90年代の失敗から学んだこと~』鈴木主税訳 徳間書店 pp. 34-35.
- (36) Herbert A. Simon "The Science of the Artificial (2nd edition) MIT Press 1969, 1981 1990 (Sixth printing) p. 37 邦題『システムの科学』稲葉・吉原訳 パーソナルメディア 1987 p. 49
- (37) Ibid, p. 51 また, Douglas Dowd も上掲書 p. 7 において, 米国の上位500社が米国内全売上の80%を, 更に上位10社が30%を占めているとし, 「自由」市場に疑問を呈している。
- (38) R. H. コース上掲邦訳 p. 41. 生産要素の各種用途への配分が価格メカニズムによって決定するとは限らない点については, 組織内での異動経験に照らせば比較的理解し易いであろう。
- (39) 東條隆進『よい社会とは何か』成文堂 2004年 p. 56
- (40) 例えば市場メカニズムの効率性に関する「コアの収束定理」などは, 偉大な知的営みの成果として大なる敬意を払わない訳にはいかないものである。
- (41) Joel Bakan 前掲邦訳書 pp. 51-52. この意味で, 企業の社会的責任論は, 少なくとも真情から行われている場合は違法となるという。検証が必要だが, 同書に紹介されている元・企業弁護士 Robert Hinkley からは "many social ills created by corporations stem directly from corporate law. It dawned on me that the law, in its current form, actually inhibits executives and Corporations from being socially responsible." との厳しい指摘がなされている。

- (42) Kenneth J. Arrow "THE LIMITS OF ORGANIZATION" W. W. NORTON & COMPANY 1974 pp. 26-27 邦題『組織の限界』村上泰亮 訳 岩波書店 1976 p. 23
- (43) Ibid, pp. 36-37, 訳書 p. 35
- (44) Montesquieu "DE L'ESPRIT DES LOIS" 1748 (邦訳『法の精神』第20編 第1～2章。岩波書店 野田・稲本, 他共訳 中巻 pp. 201-202)
- (45) 山本七平『日本資本主義の精神』光文社 pp. 129-130より鈴木正三『商人日用』抜粋を引用。
- (46) Dominique MÉDA "Le Travail. Une valeur en voie de disparition" champs Flammarion 2004 (1995 collection 《Alto》 aux éditions Aubier), p. 166 邦訳『労働社会の終焉 (経済学に挑む政治哲学)』若森章孝・若森文子 訳 法政大学出版局 2000年 p. 160
- (47) ヘーゲル『法の哲学』中央公論社「世界の名著」1978年/1990年 藤野渉・赤沢正敏訳 p. 421
- (48) 田村正勝『新時代の社会哲学』早稲田大学出版部 2000年 p. 79。
- (49) Henk J. L. VAN LUIJK 前掲書 pp. 210-212。
- (50) 現代では「機会の平等」が「結果の平等」に無関心という問題は、評価は別としても残される。Clive Hamilton "GROWTH FETISH" Pluto Press 2004 邦題『経済成長神話からの脱却』嶋田洋一: 訳 (株)アスペクト pp. 169-175。
- (51) 東條隆進『現代経済社会の政策思想』文真堂 1998 第7章「アマルティア・センと企業・経済倫理の問題」p. 158
- (52) Ibid. スミスのsympathy原理よりも自己の効用を犠牲にすることを覚悟する。
- (53) 潜在能力。ある人が選択可能な様々な「機能」の組合せ。「潜在能力集合」は、どのような生活を選択できるかという個人の「自由」を表す。Amartya Sen "INEQUALITY REEXAMINED" Oxford University Press 1992 pp. 39-41 邦訳『不平等の再検討～潜在能力と自由～』池本・野上・佐藤 共訳 岩波書店 1999 pp. 59-60。
- (54) 他者の手によって付与された諸権利・諸機会の行使を通じて、ある個人が自由に使える財貨の組合せ。所有および交換はその下位概念に位置付け直される。前掲邦訳書 pp. xvi-xvii。例えば、零細農民はproduction entitlements (①)を、一方、労働者はexchange entitlements (②)をそれぞれ持つと措定。平時においては、労働者が零細農民よりも多くの商品・財貨の消費を望むのが自然(つまり優先度は①<②)だが、自然災害発生時などは逆に、零細農民がより多くの農業生産を可能にすることが彼等のbasic needsにとって重要(優先度は①>②)、と言う様な考え方。センは、文化、血縁、政治制度によってentitlementに増減ある旨を主張。Douglas Dowd "UNDERSTANDING CAPITALISM, Critical analysis from Karl Marx to Amartya Sen" Pluto Press 2002, pp. 169-170。
- (55) Douglas Dowd 前掲書 p. 170
- (56) 東條隆進『シュンペーターと経済社会学』経済社会学会 第42回大会(2006年9月30日)会長講演より。人間社会の関係を「権利」関係と規定すれば、そしてまた権利が政治的投票の自由の関係として規定されるなら、社会的生活の権利が保証される体系関数は「社会的厚生関数」として規定が可能。そして、「生産関数」は「社会的厚生関数」の部分集合体であるとしている。
- (57) Lynn Sharp Paine "VALUE SHIFT" McGraw-Hill 2003 pp. 61, 78 訳『バリューシフト 企業倫理の新時代』鈴木・塩原 共訳 毎日新聞社2004 pp. 109-110, 134
- (58) 東條隆進『シュンペーターの資本主義論』早稲田大学大学院『ソシオサイエンス第11号2005年』p. 11
- (59) Robert BOYER "UNE THEORIE DU CAPITALISME EST-ELLE POSSIBLE?" Odile Jacob, 2004 p. 210 (邦題:『資本主義 VS 資本主義～制度・変容・多様性』山田鋭夫訳 藤原書店 2005年, p. 276)
- (60) 谷本寛治 前掲書(注5) pp. 238~244。
- (61) Ibid, p. 268
- (62) Henk J. L. VAN LUIJK "Rights and Interests in a Participatory Market Society" in "Business Ethics in Progress? (Hans De Geer "Studies in Economic Ethics and Philosophy")" Springer-Verlag 1994, p. 13
- (63) Ibid, p. 6
- (64) Ibid, p. 24
- (65) 谷本寛治 前掲書 pp. 37-44, 210-216
- (66) Susan Strange "The Retreat of the State" Cambridge University Press 1996 pp. 12-13 邦題『国家の退場』櫻井公人・訳 岩波書店 p. 18
- (67) 企業に限らず組織には就業規則が存在し、「個別の問題は個別の組織内で解決」という側面もあり、

組織内でのこの問いかけには限界がある。憲法上の権利を私人間関係には拡充せずに一般市民社会とは異なる「部分社会」という類型に繰り入れることによって、裁判のコントロールから除外する事の問題については、樋口陽一・山内敏弘・辻村みよ子『憲法判例を読みなおす～下級審判決からのアプローチ』日本評論社 pp.43-47。

- (68) Clive Hamilton 前掲書原題。何を何のために成長させるのかという視点を欠いた、無目的な成長志向に対する批判的表現。近代社会の通奏低音としての「経済主義」(田村正勝『新時代の社会哲学』早稲田大学出版部 2000年 p.79)に通じる指摘。
- (69) 東條隆進『よい社会とは何か』成文堂 2004年 p.13
- (70) Robert BOYER "UNE THEORIE DU CAPITALISME EST-ELLE POSSIBLE?" Odlie Jacob, 2004 p.222 (邦訳書:『資本主義 VS 資本主義～制度・変容・多様性』山田鋭夫 訳 藤原書店 2005年, p.292)
- (71) Ibid, p.212, 訳書 pp.279-280。同様な指摘については John Gray "FALSE DAWN" THE NEW PRESS 1998 pp.199-200, 207, 235 邦題『グローバリズムという妄想』石塚雅彦 訳 日本経済新聞社 1999 pp.279-281
- (72) A. C. SPONVILLE "LE CAPITALISME EST-IL MORAL?" Edition Albin Michel 2004 pp.72, 79-80, 82 邦訳『資本主義に徳はあるか』紀伊国屋書店 2006 pp.58, 88-102。Blaise PASCAL "Pensées" (Brunschvicg版) 断章793「3つの秩序」を援用した考え方。即ち, corps (身体:第一秩序), esprit (精神ないし理性:第二秩序), charité (心情ないし慈愛:第三秩序)の三つの秩序につき、各々の秩序は他の秩序から相対的に自立するとされる。三木清『パスカルにおける人間の研究』岩波書店 1993 [1926] [1980] p.132。

企業活動に関する見方

(Lynn Sharp Paine)

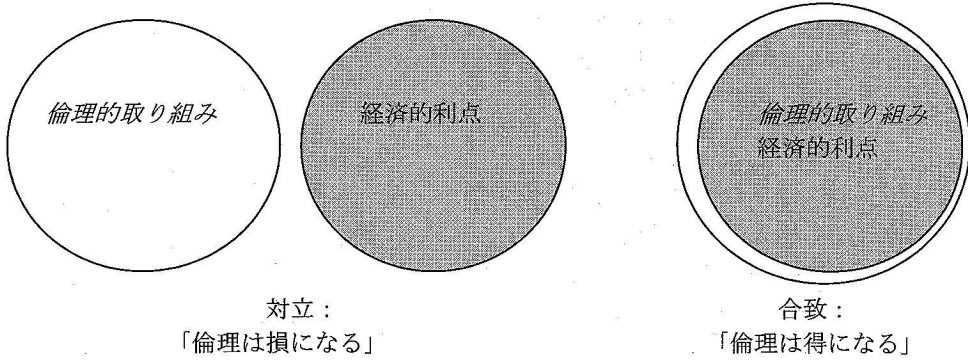


図1-1 伝統的な二つの考え方

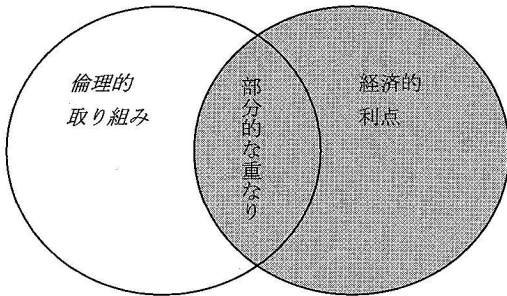


図1-2 現実的な見方

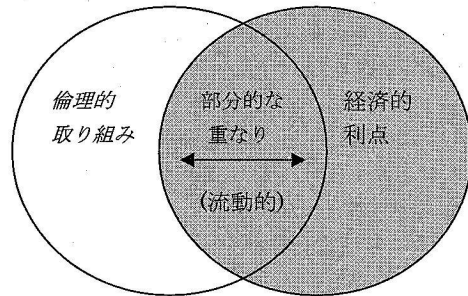


図1-3 流動的な関係性

(期待できる最善のこと)

(参考) André Comte SPONVILLE 「4つの秩序」 ← Blaise Pascal 「3つの秩序」より

- 第四秩序・・・倫理(\*) 或いは愛の秩序
- 第三秩序・・・道徳(\*) の秩序
- 第二秩序・・・法・政治の秩序
- 第一秩序・・・経済-技術-科学の秩序

(\*) 倫理 (morale) と道徳 (éthique) とは交換可能な言語だが、上記の秩序区分は異なる概念を表現する為の術語上のものとされている。即ち、「道徳」という語により義務から行われる一切のことを表し、「倫理」によっては愛から行われる一切のことを表すという。

道徳・倫理は、経済とは異なる次元に属し、L. S. Paineの上記概念モデルの様に同一次元には属しておらず。平面的な把握と立体的な把握との違いに留意。